

安全データシート(SDS)

五塩化アンチモン

1. 化学物質等及び会社情報

化学品の名称(製品名):	五塩化アンチモン
供給者の会社名称:	日本精鉱株式会社
住所	東京都新宿区下宮比町3-2
担当部門	営業部
電話番号	03-3235-0031
FAX番号	03-3235-0034
メールアドレス	mail@nihonseiko.co.jp
緊急連絡電話番号	中瀬製錬所 品質保証課 079-667-2121
推奨用途及び使用上の制限:	工業用原料: 触媒等

2. 危険有害性の要約

化学品のGHS分類:	
健康に対する有害性	急性毒性(経口) : 区分4 急性毒性(吸入) : 区分1 皮膚腐食性/皮膚刺激性 : 区分1C 眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性 : 区分1 特定標的臓器毒性(単回ばく露) : 区分2(呼吸器) 特定標的臓器毒性(反復ばく露) : 区分1(肺、心血管系)
環境に関する有害性	水生環境有害性 短期(急性) : 区分1 水生環境有害性 長期(慢性) : 区分1

GHSラベル要素:
絵表示又はシンボル



注意喚起語
危険有害性情報

危険
飲み込むと有害
吸入すると生命に危険
重篤な皮膚の薬傷及び眼の損傷
臓器(呼吸器)の障害のおそれ
長期にわたる、または反復ばく露による臓器(肺、心血管系)の障害
水生生物に非常に強い毒性
長期継続的影響によって水生生物に非常に強い毒性

GHS分類に寄与する成分:	情報なし
4. 応急措置	
吸入した場合:	空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。直ちに医師の診断を受けること。
皮膚に付着した場合:	直ちに汚染された衣類をすべて脱ぐこと。皮膚を流水／シャワーで洗うこと。 汚染した衣類を再使用する場合には洗濯すること。
眼に入った場合:	水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。直ちに医師に連絡すること。
飲み込んだ場合:	意識のある場合は直ちに水を飲ませ吐かせる。直ちに医師の診断を受けること。
急性症状及び遅発性症状の最も重要な徴候症状:	情報なし。
応急措置をする者の保護:	情報なし。
医師に対する特別な注意事項:	情報なし。
5. 火災時の措置	
適切な消火剤:	粉末、炭酸ガス消火器を使用する。 製品は不燃性であり、焼却処理は推奨しない。
使ってはならない消火剤:	注水厳禁
火災時の特有の危険有害性:	高熱により分解し有毒ガス（ Cl_2 ）を発生する恐れがある。
特有の消火方法:	可能であれば容器を火災区域から移動させる。
消火活動を行う者の特別な保護具及び予防措置:	消火作業では適切な保護具を着用すること。
6. 漏出時の措置	
人体に対する注意事項、保護具及び緊急事措置:	風下の人を退避させると共に漏洩した場所の周辺にはロープを張るなどして立ち入りを禁止し、不要な人員を近づけない。
環境に対する注意事項:	漏洩したものが河川等へ排出され環境の影響を起こさないように注意する。漏洩物は関連法規に従い処分すること。
封じ込め及び浄化の方法及び機材:	空容器に回収し、漏洩場所を多量の水で洗い流す。 乾燥砂等に吸着させ気化を防ぐ。
二次災害の防止策:	ばく露管理／人の保護あるいは廃棄に関する更なる情報はこのSDSの第8節及び13節を参照すること。

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い：

技術的対策

眼、皮膚および衣類に触れないよう、また吸入防止のための適切な保護具を着用する。

高温多湿を避け、容器を転倒させ、落下させ、衝撃を加え、または引きずる等の粗暴な取扱いはしない。使用済みの空容器は一定の場所を定めて集積する。

大気中で金属製の容器、配管、バルブ等と接触させないこと。

輸送容器へ水、又は湿潤空気および他の異物が入らないように十分注意する。

取扱いは極力閉鎖系で行い、やむを得ず開放する場合は局所排気装置を設置する。

安全取扱い注意事項

すべての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。

適切な保護具を着用し作業を行うこと。

接触回避

このSDSの第10節を参照すること。

衛生対策

吸入及び経口摂取を避ける。

一般的な職場の衛生環境対策が必要である（定期清掃等）。

別途指定が無い場所での飲食・喫煙は禁止すること。

作業後は手を洗い、食事場所では汚染衣服・保護具を脱ぐ。

作業完了後はシャワーを浴びて着替える。

作業に使用した汚染衣服を自宅で着てはならない。

保管：

安全な保管条件

直射日光および、高温多湿を避け保管する。

開放および水厳禁。

毒物および劇物取締法に則った保管をする。

換気の良い場所で保管すること。容器を密閉しておくこと。

施錠して保管すること。

安全な容器包装材料

取扱い保管は、該当法規制に従って管理すること。

容器は、容器試験基準に適合していることを自主確認する事。

8. ばく露防止及び保護措置

管理濃度：

0. 1 mg/m³（アンチモンとして）

許容濃度：

日本産業衛生学会

0. 1 mg/m³

（2021年版）

（アンチモン及びアンチモン化合物（Sbとして、スチビンを除く））

ACGIH

0. 5 mg/m³ TLV-TWA

（2021年版）

（Antimony and compounds, as Sb）

設備対策：

取扱いについてはできるだけ密閉された装置、機器又は局所排気装置を使用する。

保護具：

呼吸用保護具

適切な保護マスク（酸性用防毒マスク）を着用すること。

手の保護具

適切な保護手袋を着用すること。

眼の保護具

適切な保護眼鏡（ゴーグル型）／保護面を着用すること。

皮膚及び身体の保護具

適切な保護長靴、保護衣を着用すること。

特別な注意事項：

環境に排出しないように注意する。

9. 物理的及び化学的性質

外観:	
物理的状态	液体
形状	—
色	黄色。
臭い:	刺激臭あり
融点／凝固点:	融点: 2. 8℃
沸点又は初留点及び沸騰範囲:	沸点: 79℃ (2.2 mmHg)
可焼性	不燃性。
爆発下限界及び爆発上限界／可燃限界:	情報なし。
引火点:	不燃性。
自然発火点:	情報なし。
分解温度:	情報なし。
pH:	情報なし。
動粘性率:	情報なし。
溶解度:	加水分解する。 塩酸、クロロホルム、四塩化炭素に可溶
n-オクタノール/水分配係数:	情報なし。
蒸気圧:	1 mmHg (2. 7℃)
密度及び／又は相対密度:	2. 358
相対ガス密度:	情報なし。
粒子特性:	情報なし。
その他のデータ:	情報なし。

10. 安定性及び反応性

反応性:	空気中で発煙する。
化学的安定性:	情報なし。
危険有害反応可能性:	水分により分解して刺激性・有毒な白煙、塩化水素ガスを発生し、オキシ塩化アンチモン (SbOCl) となる。 加熱、燃焼により酸化アンチモンと塩化水素ガスを生じる。
避けるべき条件:	加熱・燃焼を避ける。
混触危険物質:	情報なし。
危険有害な分解生成物:	酸化アンチモン、塩化水素ガス。
その他:	情報なし。

11. 有害性情報

急性毒性 (経口):	LD ₅₀ (ラット) 1, 115 mg/kg
急性毒性 (経皮):	情報なし。
急性毒性 (吸入: 粉塵・ミスト):	情報なし。
急性毒性 (吸入: ガス・蒸気):	LC ₅₀ (ラット) 41. 7 ppm/4h
皮膚腐食性／皮膚刺激性:	接触すると皮膚や眼に薬傷を起こす。

<p>眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性： 呼吸器感作性又は皮膚感作性： 生殖細胞変異原性： 発がん性： 生殖毒性： 特定標的臓器毒性（単回ばく露）： 特定標的臓器毒性（反復ばく露）： 誤えん有害性： その他：</p>	<p>眼に入れると粘膜を侵し、失明する恐れがある。</p> <p>情報なし。 情報なし。 情報なし。 情報なし。</p> <p>暴露による影響のおそれ（呼吸器）。</p> <p>暴露による影響のおそれ（肺、心血管系）。 情報が不足しており、分類できない。 情報なし。</p>
<p>12. 環境影響情報 生殖毒性： 残留性・分解性： 生体蓄積性： 土壤中の移動性： オゾン層への有害性： 他の有害影響：</p>	<p>水生環境有害性 短期(急性)：LC₅₀=0.93mg/L（魚類(マダイ)） 水生環境有害性 長期(慢性)：急性毒性が区分1、金属化合物であり水中での挙動および生物蓄積性が不明であるため、区分1とした。</p> <p>情報なし。 情報なし。 物理化学的性質からみて、土壤環境に移動しうる。 情報なし。 情報なし。</p>
<p>13. 廃棄上の注意 化学品、汚染容器及び包装の安全で、必須かつ環境上望ましい廃棄、又はリサイクルに関する情報：</p>	<p>廃棄においては、関連法規並びに地方自治体の基準に従うこと。</p>
<p>14. 輸送上の注意 国際規制： 国連番号 品名(国連輸送品名) 国連分類 容器等級 海洋汚染物質 国内法規制： 陸上輸送 海上輸送 航空輸送 輸送又は輸送手段に関する特別の安全対策： 応急措置指針番号：</p>	<p>1730 ANTIMONY PENTACHLORIDE, liquid 8 II 該当する。</p> <p>毒物及び劇物取締法（劇物、包装等級2）に従うこと。 容器表示：医薬用外劇物（白地に赤文字） 船舶安全法に従う。 航空法に従う。</p> <p>車両には、運搬事故時の応急処置に必要な暴露防止上の保護具、及び漏出時の回収措置の為に道具を備える。</p> <p>157</p>

15. 適用法令	
化学物質排出管理促進法：	第1種指定化学物質 (法第2条第2項、施行令第1条別表第1)
労働安全衛生法：	名称等を表示し、又は通知すべき危険物及び有害物 (法第57条1項・第57条2項、施行令第18条1項・2項)
港則法：	その他の危険物・腐食性物質
船舶安全法：	腐食性物質
航空法：	腐食性物質
毒物及び劇物取締法：	劇物(指定令第2条)
消防法	貯蔵等の届け出対象物質(法第9条の3)
水質汚濁防止法：	指定物質(法第2条の4、施行令第三条の三) アンチモン及びその化合物
バーゼル法：	対象有害廃棄物(Y27:アンチモン、アンチモン化合物)
※適用法令については、各地域の法規制に従うこと。	
16. その他の情報	
記載内容の取り扱い：	記載内容は現時点で入手できた資料、情報、データ等に基づいて作成しており、新しい知見により改訂されることがあります。 また、注意事項は通常の手続きを前提としたものですので、特別な取り扱いをする場合には、用途・用法に適した安全対策を実施の上ご使用下さい。
引用文献等：	① GHS対応ガイドライン (一般財団法人 日本工業協会 編集 日本規格協会 発行) ② 緊急時応急措置指針_日本規格協会 ③ 許容濃度の勧告_日本産業衛生学会 ④ 職場のあんぜんサイト：GHS対応モデルラベル・モデルMSDS情報_厚生労働省 ⑤ 委託加工先のSDS